

公有財産売却に係る入札公告

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

横芝光町長 佐藤 晴彦

1. 入札に付する物件

| 区分番号  | 物件名称                                            | 概 要                                                                                    | 予定価格<br>(円) | 入札保証金<br>(円) |
|-------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 7-B-1 | 平成 22 年式<br>トヨタ エスティマ<br>ハイブリット<br>(カラーコード 202) | 型式：DAA-AHR20W<br>初年度登録：平成 22 年 7 月<br>車体の形状：ステーションワゴン<br>総排気量：2.36L<br>走行距離：188,918 km | 80,000      | 8,000        |

2. 入札に参加する者の条件

次のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号該当すると認められる者
- (2) 日本語を完全に理解できない者
- (3) 横芝光町が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (5) 日本国内に住所、連絡先がない者（参加条件として、日本国内の住所および連絡先のいずれも必要です）
- (6) 申込みの時点で 20 歳未満の者
- (7) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律等（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっ

ている者

- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）を滞納している者

### 3. 入札方法

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入札を行う。
- (2) 入札に関する手続きについては、公有財産売却システムにおける横芝光町公有財産売却ページにおいて公開する。

### 4. 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、仮申込み手続きを完了した後、令和 7 年 9 月 29 日（月）午後 2 時までに所定の申込書等を提出すること。

#### (1) 持参する場合

受付場所 横芝光町役場 財政課 管財班（横芝光町役場 2 階）

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く。）

#### (2) 郵送する場合

宛 先 〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

横芝光町役場 財政課 管財班

受付期間 令和 7 年 9 月 29 日（月）消印有効

### 5. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、横芝光町が定めた入札保証金を指定された納付方法で納付する。なお入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に全額充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 落札者が、横芝光町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は横芝光町に帰属する。

## 6. 物件の下見会

- (1) 日 時 令和7年9月24日(水) 午後 2時から午後4時  
令和7年9月25日(木) 午前10時から正午  
午後 2時から午後4時

- (2) 場 所 横芝光町役場 周辺施設

※横芝光町役場(財政課)に集合し、下見会場まで案内します。

- (3) 申込方法 令和7年9月17日(水) 午後3時までに電話にて事前に申し込みを行う。

- (4) 下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できます。ただし、その場合は入札物件に関するすべての事項を了承されたものとみなします。

## 7. 入札期間及び場所

- (1) 入札期間 令和7年10月14日(火) 午後1時から令和7年10月21日(火)  
午後1時まで

- (2) 場 所 公有財産売却システム上

## 8. 入札の方法

- (1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便又は持参による入札書の提出は認めない。

## 9. 開札及び落札者の決定

- (1) 令和7年10月21日(火) 午後1時以降に公有財産売却システム上で開札する。
- (2) 予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

## 10. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(横芝光町インターネット公有財産売却システムガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

## 11. 契約の締結

- (1) 落札者は令和7年10月30日(木) 午後5時までに、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

## 12. 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して、契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に全額充当する。

## 13. 売払代金の納付

- (1) 落札者は、令和7年11月4日（火）午後2時30分までに、横芝光町が指定する方法により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに売払代金が納付されない場合は、その契約を無効とし、契約保証金は横芝光町に帰属する。

## 14. 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引渡すものとする。
- (2) 売払物件（ステーションワゴン）の引渡しは下見会場から現状のまま直接引渡しとなるため運搬等に要する費用は、落札者の負担とする。
- (3) 引渡し後に発生した不具合、故障及び発見された傷等については、横芝光町は一切の責任を負わないものとする。

## 15. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の代金完納後に引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課は、落札者の負担とする。
- (3) 落札された自動車は、一時抹消登録車なので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続きを行うこと。
- (4) 一時抹消登録車のため、公道を走行する場合は仮ナンバーが必要となるが、落札者において自賠責保険に加入し仮ナンバーを用意すること。
- (5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続等をしないまま保管しないこと。
- (6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

## 16. 問合せ先

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

横芝光町 財政課 管財班

電話番号 0479-84-1218